

第22回社会保障審議会	資料1-4
平成23年8月29日	

社会保障と税の一体改革の
今後の検討の進め方について

子ども・子育て新システムの実現

社会保障と税の一体改革成案における該当部分の抜粋

○ 社会保障改革の具体策、工程及び費用試算(抜粋)

A 充実(金額は公費(2015年))

B 重点化・効率化(金額は公費(2015年))

○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴う地域の実情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化

- ・ 0～2歳児保育の量的拡充・体制強化等(待機児童の解消)
- ・ 質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の実現)

→ 3歳未満児の保育の利用率
2010年 23%→2014年 35%(2017年 44%)

- ・ 総合的な子育て支援(家庭や地域における養育の支援)の充実
- ・ 放課後児童クラブの拡充

→ 放課後児童クラブの利用児童数
2010年 81万人→2014年 111万人

- ・ 社会的養護の充実

- 女性の就業率の向上 ☆
- 保育等の従業者の増加 ☆

女性(25～44歳)の就業率
2009年 66% → 2020年 73%

- ・ 制度・財源・給付について包括的・一元的な制度を構築

充実計 0.7兆円程度

(2015年) ※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討

重点化・効率化計

(2015年)

-

上記を踏まえ、**新システムの具体案を早期に取りまとめ、税制抜本改革とともに早急に法案を提出。**
主な検討の場の検討事項、最近の開催状況、今後のスケジュールは以下のとおり

【子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(基本制度WT等)】

- 主な検討事項 ・ 子ども・子育て新システムの全体像、具体的な制度設計(すべての子ども・子育て家庭への支援の仕組み、幼保一体化、子ども・子育て会議、費用負担など)
- 最近の開催状況 ・ 昨年9月より検討を進め、本年7月に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」を決定した。
- 今後のスケジュール ・ 今後、WTにおいて、費用負担の在り方など残された検討課題について検討を進める。

医療・介護改革①

～診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備～

社会保障と税の一体改革成案における該当部分の抜粋

○ 社会保障改革の具体策、工程及び費用試算(抜粋)

Ⅱ 医 療 ・ 介 護 等 ①	A 充実（金額は公費（2015年））	B 重点化・効率化（金額は公費（2015年））
	○ 地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化 ～診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備～	
	・ 病院・病床機能の分化・強化と連携（急性期医療への医療資源の集中投入、亜急性期・慢性期医療の機能強化等による入院医療の機能強化、精神保健医療の改革、医師の偏在是正、地域間・診療科間の偏在の是正、予防対策の強化等） ・ 在宅医療の充実等（診療所等における総合的な診療や在宅療養支援機能の強化・評価、訪問看護等の計画的整備等）（8,700億円程度）	・ 平均在院日数の減少等（▲4,300億円程度） ・ 外来受診の適正化等（生活習慣病予防、医療連携、ICT、番号、保険者機能の強化等）（▲1,200億円程度） ・ ICTの活用による重複受診・重複検査、過剰な薬剤投与等の削減
	・ 地域包括ケアシステムの構築等在宅介護の充実、ケアマネジメントの機能強化、居住系サービスの充実 等 ・ 施設のユニット化（2,500億円程度）	・ 介護予防・重度化予防 ・ 介護施設の重点化（在宅への移行）（▲1,800億円程度）
	・ 上記の重点化に伴うマンパワー増強 ☆（2,400億円程度）	

・上記を踏まえ、診療報酬・介護報酬の体系的見直しについては、平成24年度以降順次実施。
また、基盤整備のための一括的な法整備については、平成24年を目途に法案を提出。

・主な検討の場の検討事項、最近の開催状況、今後のスケジュールは以下のとおり。

【社会保障審議会医療部会】

- 主な検討事項 ・病院・病床の機能、地域における医療機関間や医療・介護間の連携、医療計画、在宅医療の推進 等
- 最近の開催状況 ・昨年10月より、計9回開催され、病床区分の在り方などの議論が行われている。直近では7月20日に開催。
・本年7月に一体改革成案について報告。
- 今後のスケジュール ・引き続き議論を進め、年内を目途に制度改革案及び診療報酬改定の基本方針をとりまとめる予定。

【社会保障審議会医療保険部会】

- 主な検討事項 ・一体改革成案の内容の具体化と診療報酬改定の基本方針について議論を行う。
- 最近の開催状況 ・本年7月に一体改革成案について報告。
- 今後のスケジュール ・引き続き議論を進め、年内を目途に診療報酬改定の基本方針をとりまとめる予定。

【中央社会保険医療協議会】

- 主な検討事項 ・診療報酬改定の基本方針に基づき、医療と介護の連携、医療機能の分化、基本診療料のあり方、慢性期入院医療のあり方、病院勤務医等の負担軽減等に関して、診療報酬点数の改定案の審議を行う。
- 最近の開催状況 ・平成22年改定以降、概ね月2回程度のペースで審議を実施。
- 今後のスケジュール ・社会保障審議会から示される改定の基本方針を受け、改定に向けた議論を進める。

【社会保障審議会介護保険部会・介護給付費分科会】

- 主な検討事項 ・地域包括ケアシステムの構築等在宅介護の充実、ケアマネジメントの機能強化、居住系サービスの充実等
- 最近の開催状況 ・介護保険部会において、これらの議題について議論し、昨年11月に「介護保険制度の見直しに関する意見」をとりまとめ。
・それを受けた介護保険法等の改正により、24時間定期巡回・随時対応型サービス等を創設（平成24年4月施行）
・介護給付費分科会は、本年4月より、計7回開催し、新設するサービスの報酬の在り方、リハビリ・軽度者への対応、認知症への対応等について議論。
- 今後のスケジュール ・引き続き、平成24年度改定に向けた議論を進めるとともに、必要な検討を行う。

医療・介護改革② ～医療保険制度改革及び介護保険制度改革～

社会保障と税の一体改革成案における該当部分の抜粋

○ 社会保障改革の具体策、工程及び費用試算(抜粋)

A 充実（金額は公費（2015年））

B 重点化・効率化（金額は公費（2015年））

○ 保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策

a 被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・広域化（＝完全実施の場合▲1,600億円）

- ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大
- ・ 市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化（低所得者保険料軽減の拡充等（～2,200億円程度））

※ 財政影響は、適用拡大の範囲、国保対策の規模によって変動

b 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化

- ・ 1号保険料の低所得者保険料軽減強化（～1,300億円）
- ・ 介護納付金の総報酬割導入（完全実施すれば▲1,600億円）
- ・ 軽度者に対する機能訓練等重度化予防に効果のある給付への重点化

※ 財政影響は、機能強化と重点化の規模により変動

c 高度・長期医療への対応（セーフティネット機能の強化）と給付の重点化

- ・ 長期高額医療の高額療養費の見直し（長期高額医療への対応、所得区分の見直しによる負担軽減等）による負担軽減（～1,300億円程度）
- ・ 受診時定額負担等（高額療養費の見直しによる負担軽減の規模に応じて実施（病院・診療所の役割分担を踏まえた外来受診の適正化も検討）。例えば、初診・再診時100円の場合、▲1,300億円）ただし、低所得者に配慮。

※ 見直しの内容は、機能強化と重点化の規模により変動

d その他

- ・ 総合合算制度（番号制度等の情報連携基盤の導入が前提）
- ・ 低所得者対策・逆進性対策等の検討
- ・ 後発医薬品の更なる使用促進、医薬品の患者負担の見直し（医薬品に対する患者負担を、市販医薬品の価格水準も考慮して見直す）
- ・ 国保組合の国庫補助の見直し
- ・ 高齢者医療制度の見直し（高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど）

・ 上記を踏まえ、税制抜本改革とともに、平成24年以降速やかに法案を提出し、順次実施。
(総合合算制度:2015年の番号制度以降導入)

・ 主な検討の場の検討事項、最近の開催状況、今後のスケジュールは以下のとおり。

【社会保障審議会医療保険部会】

○主な検討事項 ・市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化
 ・高額療養費の見直しと受診時定額負担の導入 等

○最近の開催状況 ・本年7月に一体改革成案について報告

○今後のスケジュール ・引き続き議論を進め、年内を目途に改革案をとりまとめる予定。

※ 被用者保険の適用拡大については、「短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会」において、年金改革とあわせて議論。

※ 「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」を設け、事務レベルのワーキンググループを本年2月より計4回開催。

【社会保障審議会介護保険部会】

○主な検討事項 ・1号保険料の低所得者保険料軽減強化、介護納付金の総報酬割導入、重度予防に効果のある給付への重点化

○最近の開催状況 ・介護保険部会において、これらの議題について議論し、昨年11月に「介護保険制度の見直しに関する意見」をとりまとめ。
 ・それを受けた介護保険法等の改正により、24時間定期巡回・随時対応型サービス等を創設。
 (平成24年4月施行)

○今後のスケジュール ・介護給付費分科会における議論も踏まえ、必要な検討を行う。

新しい年金制度の創設・現行の年金制度の改善

○ 社会保障改革の具体策、工程及び費用試算(抜粋)

A

充実(金額は公費(2015年))

【新しい年金制度の創設】

「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する

○ 所得比例年金(社会保険方式)

- ・ 職種を問わず全ての人が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付
- ・ 保険料は15%程度(老齢年金に係る部分)
- ・ 納付した保険料を記録上積み上げ、仮定の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出

○ 最低保障年金(税財源)

- ・ 最低保障年金の満額は7万円(現在価額)
- ・ 生涯平均年収ベース(=保険料納付額)で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額をゼロとする
- ・ 全ての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね7万円以上の年金を受給できる制度とする

A

充実(金額は公費(2015年))

B

重点化・効率化(金額は公費(2015年))

【現行制度の改善】

○ 最低保障機能の強化

- ・ 低所得者への加算
- ・ 障害基礎年金への加算
- ・ 受給資格期間の短縮

0.6兆円
程度

- ※ 低所得者・障害基礎年金への加算については、加算対象者・加算水準・資産調査の有無等によって財政規模が変動
- ※ 上記金額は、年収65万円未満(単身の場合)の者等に対して、月額1.6万円(7万円と老齢基礎年金の平均額5.4万円の差)を加算する等の前提



○ 高所得者の年金給付の見直し

低所得者への加算と併せて検討
なお、公的年金等控除を縮減することによって対応することについても併せて検討

- ※ 高所得者の年金給付の見直しについては、減額対象者によって財政規模が変動
- ※ 仮に、年収1,000万円以上から減額開始(1,500万円以上は公費負担分を全額減額)とすると▲450億円程度公費縮小

● 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大

→ 例えば雇用保険並びにまで拡大すると、
約400万人

● 第3号被保険者制度の見直し

- ・ 新しい年金制度の方向性(二分二乗)を踏まえつつ、不公平感を解消するための方策について検討

○ マクロ経済スライド

- ・ 世代間の公平等の観点から見直しを検討
- ・ 仮に、特例水準を3年間で解消すると、年金額が▲2.5%削減され、毎年0.1兆円程度公費縮小
- ・ その後、単に毎年▲0.9%のマクロ経済スライドをすると、毎年0.1兆円程度の公費縮小
- ※ 物価・賃金上昇した年のマクロ経済スライドの発動による給付抑制は、現行制度で織り込み済み

A 充実（金額は公費（2015年））

● 在職老齢年金の見直し

- ・ 60歳代前半の者に係る調整限度額を、60歳代後半の者と同じとすることを検討

● 産休期間中の保険料負担免除

● 被用者年金の一元化

（●は公費への影響なし）

【業務運営の効率化】

業務運営及びシステムの改善

B 重点化・効率化（金額は公費（2015年））

○ 支給開始年齢引上げ

- ・ 先進諸国（欧米）の平均寿命・受給開始年齢を十分参考にし、高齢者雇用の確保を図りつつ、68～70歳へのさらなる引上げを視野に検討
- ・ 厚生年金の支給開始年齢引上げスケジュールの前倒しを検討
- ・ 基礎年金の支給開始年齢を引き上げる場合、1歳引き上げる毎に、引上げ年において0.5兆円程度公費縮小

● 標準報酬上限の引上げ

- ・ 健康保険制度を参考に見直しを検討

新しい年金制度の創設については、

国民的な合意に向けた議論や環境整備の状況を踏まえつつ、検討を進める。

現行制度の改善については、

最低保障機能の強化関係は、税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに関係法案を提出。

その他は、2012年以降速やかに法案提出。

主な検討の場、検討事項、最近の開催状況、今後のスケジュールは以下のとおり

【社会保障審議会年金部会】

- 主な検討事項 最低保障機能の強化、高所得者の年金給付の見直し、第3号被保険者制度の見直し、在職老齢年金の見直し、マクロ経済スライド、支給開始年齢引上げ等
- 最近の開催状況 8月26日に第1回を開催し、今後の進め方等について議論。
- 今後のスケジュール 年内を目途にとりまとめを目指す。

【社会保障審議会短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会】

- 主な検討事項 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の具体的な適用の在り方等
- 最近の開催状況 9月1日に第1回を開催し、今後の進め方等について議論予定。
- 今後のスケジュール 年内を目途にとりまとめを目指す。

障害者施策

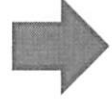
社会保障と税の一体改革成案における該当部分の抜粋

○ 社会保障改革の具体策、工程及び費用試算(抜粋)

効重外 I
率点の S
化化充 IV
項・実以

充実、重点化・効率化

- ・ 総合的な障害者施策の充実（制度の谷間のない支援、地域移行・地域生活の支援）



応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向け、平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す（平成22年6月29日閣議決定）。主な検討の場の検討事項、最近の開催状況、今後のスケジュールは以下のとおり。

6

【障がい者制度改革推進会議】

※障がい者制度改革推進本部（内閣総理大臣を本部長とし、すべての国務大臣で構成）の下に設置。障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者等26名（オブザーバー2名含む）で構成。

- 主な検討事項 ・ 障害者基本法の改正と改革の推進体制、障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関（モニタリング機関）、障害を理由とする差別等の禁止に係る制度、教育や労働・雇用、障害福祉サービス等について検討。
- 最近の開催状況 ・ 平成22年1月以降計34回開催。平成22年6月7日に第一次意見、12月17日に第二次意見とりまとめ。直近では8月8日に開催。
- 今後のスケジュール ・ 障害者制度改革の集中期間である当面5年間（H21.12～）、引き続き検討を行う予定。

【障がい者制度改革推進会議 総合福祉部会】

※障がい者制度改革推進会議の下に設置。障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者等55名で構成。

- 主な検討事項 ・ 制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等、障害者に係る総合的な福祉法制の制定に向けた検討。
- 最近の開催状況 ・ 平成22年4月以降計17回開催、直近では8月9日に開催。
- 今後のスケジュール ・ 引き続き議論を進め、8月30日に新法の骨格提言がなされる予定。

※このほか、障がい者制度改革推進会議の下に差別禁止部会を設置（H22.11～）し、障害を理由とする差別等の禁止に係る制度について検討。

就労促進

○ 社会保障改革の具体策、工程（抜粋）

IV
就
労
促
進

充実、重点化・効率化

○ 全員参加型社会の実現

- ・ ジョブ・カードの活用等による若者の安定的雇用の確保
- ・ 女性の就業率のM字カーブの解消
- ・ 超高齢社会に適合した雇用法制の検討など
年齢にかかわらず働き続けることができる社会づくり
- ・ 福祉から就労への移行等による障害者の雇用促進
- ・ 地域の実情に応じた関係機関の連携と就労促進策の総合的実施

○ ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現

- ・ 非正規労働者の公正な待遇確保に横断的に取り組むための総合的ビジョンの策定
- ・ 有期契約労働者の雇用の安定や処遇の改善に向けた法制度の整備の検討
- ・ 長時間労働抑制やメンタルヘルス対策による労働者の健康・安全の確保

○ 雇用保険・求職者支援制度の財源の検討

工程

○ 就労促進策の継続的推進（①）

- 総合的ビジョン：2011年に策定（②）
- 法制度整備：2011年度労働政策審議会で結論、
所要の見直し措置（③）
- 労働安全衛生法改正法について、
早期国会提出に向け検討（④）

○ 雇用保険法、求職者支援法の規定を踏まえ検討（⑤）

上記を踏まえた、主な検討の場の検討事項、最近の開催状況、今後のスケジュールなどは下記のとおり

【（①について）】

【労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会】

- 主な検討事項：年齢にかかわらず働き続けることができる社会づくり等について
- 今後のスケジュール：秋頃から検討を行う

【今後のパートタイム労働対策に関する研究会】

- 主な検討事項：今後のパートタイム労働対策について
- 最近の開催状況：7月29日に第9回を開催
- 今後のスケジュール：9月頃に報告書を取りまとめ、雇用均等分科会へ報告

【（②について）非正規雇用のビジョンに関する懇談会】

- 主な検討事項：雇用の安定や処遇の改善に向けた
非正規雇用に関する総合的ビジョンについて
- 最近の開催状況：第1回（6月23日）、第2回（7月14日）
- 今後のスケジュール：平成23年中の策定に向けて検討を行う

【（③について）労働条件分科会】

- 主な検討事項：有期労働契約の締結・終了、契約期間中の処遇等
- 最近の開催状況：8月3日「議論の中間的な整理」を公表
- 今後のスケジュール：平成23年12月頃 議論の取りまとめ予定

【（④について）労働政策審議会安全衛生分科会】

- 主な検討事項：ストレス症状を有する労働者に対する面接指導制度の導入等について
- 最近の開催状況：平成22年12月22日に、労政審より建議
- 今後のスケジュール：建議を踏まえ、早期国会提出に向け検討を行う

【（⑤について）労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会】

- 主な検討事項：雇用保険・求職者支援制度の財源について
- 最近の開催状況：改正雇用保険法・求職者支援法について答申（2月1日）
- 今後のスケジュール：法の規定を踏まえて検討を行う

貧困・格差～重層的セーフティネットの構築～

社会保障と税の一体改革成案における該当部分の抜粋

○ 社会保障改革の具体策、工程及び費用試算(抜粋)

貧
困
・
格
差

●第2のセーフティネットの構築

- a 求職者支援制度の創設 (費用負担の在り方の検討を含む)
- b 複合的困難を抱える者への伴走型支援
- c 生活保護受給者等に対する就労支援
- d 住宅支援の仕組みの検討

●最後のセーフティネットである生活保護の見直し(充実・重点化・効率化)

- ・稼得能力を有する生活保護受給者向け自立・就労支援メニューの充実と支援強化
- ・子どもの貧困連鎖の防止
- ・医療扶助等の適正化、不正受給防止対策の徹底
- ・客観的データに基づく生活保護基準の検討

上記を踏まえ、

【第2のセーフティネットの構築】

求職者支援制度については、労働政策審議会の議論を経て(本年2月1日法案要綱答申)、今通常国会に関連法案を提出し、成立した。本年10月1日から施行予定。

【最後のセーフティネットである生活保護の見直し】

- ・生活保護制度の見直しについては、国と地方が協議し、制度改革も視野に具体的な見直しを実施。
- ・生活保護基準の検討については、消費データ等に基づき、専門の部会において24年末までに検証を実施。

主な検討の場の検討事項、最近の開催状況、今後のスケジュールは以下のとおり。

【生活保護制度に関する国と地方の協議】

- 主な検討事項 ・受給者の就労・自立支援、医療扶助や住宅扶助の適正化、保護費の適正支給の確保、第2のセーフティネットと生活保護の関係等。
- 最近の開催状況 ・本年5月に大臣、首長によるハイレベル会合を開催。以降月2～3回のペースで事務方レベルの会合を開催し、現状分析や論点整理を実施中。
- 今後のスケジュール ・引き続き議論を進め、再度ハイレベル会合を開催しすみやかにとりまとめ。

【生活保護基準部会】

- 主な検討事項 ・生活保護基準の定期的な評価・検証。
- 最近の開催状況 ・4月～7月までに全4回開催し、現行の保護基準の体系、地域差、勤労控除等について議論。
- 今後のスケジュール ・本年11月頃に総務省より全国消費実態調査等のデータを入手。その後当該データを特別集計し検証を行い、平成24年後半に報告書とりまとめ。

難病対策

社会保障と税の一体改革成案における該当部分の抜粋

○ 社会保障改革の具体策、工程及び費用試算（抜粋）

目 化・充 実、効 率、重 点、I S、IV 以外 の項	充実、重点化・効率化	工程
	○ 難病対策 ・ 長期高額医療の高額療養費の見直し（再掲）など難病医療費の支援のあり方の検討	○引き続き制度横断的に検討

上記を踏まえ、難治性疾患対策について、医療、研究、福祉、就労・雇用支援施策等制度横断的な検討を行う。
 主な検討の場の検討事項、最近の開催状況、今後のスケジュールは以下のとおり

【新たな難治性疾患対策の在り方検討チーム】

※ 難治性疾患についての省内の検討チーム（座長：大塚副大臣、副座長：岡本政務官・小林政務官、構成員：省内関係部局長）

- 主な検討事項
 - ・ 難治性疾患に係る医療費助成、研究事業、福祉サービス、就労・雇用支援の在り方
- 最近の開催状況
 - ・ 昨年（平成22年）4月・11月、本年7月に計3回開催され、難治性疾患に関する研究事業のあり方や難治性疾患患者に対する医療費助成のあり方等について検討。
 - ・ 一体改革成案については、第3回で報告済。
- 今後のスケジュール
 - ・ 今後の難治性疾患対策の在り方について、引き続き議論を進める。

【厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会】

- 主な検討事項
 - ・ 難病対策に関する専門的事項、今後の難病対策の在り方について検討。
- 最近の開催状況
 - ・ 昨年（平成22年）5月・8月に開催され、今後の難病対策の在り方について議論したところ。
- 今後のスケジュール
 - ・ 今後の難病対策の在り方について、引き続き議論を進める。